

平成27年5月12日

答申第524号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「緊急報道用住宅（本部）の目的、役割」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書がNHK情報公開規程第8条1項1号の不開示情報に該当し開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書として「緊急報道用住宅（本部）について」を開示することとする。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書として「緊急報道用住宅（本部）について」を開示することとしたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年4月28日（第215回審議委員会）第537号諮問、審議

5月12日（第216回審議委員会）審議、答申